生活保護問題陳述

2018.5.31 大平喜信

私は日本共産党の前衆議院議員の大平喜信です。

補佐人として、生活保護の引き下げは絶対に許されないという立場から、意見陳述をさせていただきます。

安倍政権はこの間、生活扶助費の切り下げ、期末一時扶助の減額、住宅扶助基準の引き下げ、冬季加算の削減など、生活保護費の連続削減を強行してきました。これらの改悪により、生活保護を利用している人たちがいまどんな生活を送らざるをえないのか。私自身もこの間、直接利用者の皆さんからお話を伺ってきました。

「服はもちろんリサイクル。最近はそれも高くなっていてなかなか買えない。でも安い服はすぐに破け、また必要になるので困る」

「タンパク質は98円のシャケ一切れか、100円のシーチキンの缶詰か、ちくわかのどれか。まともな食事ができず体力がない。すぐに眠たくなるが、お腹がすきすぎて深く眠れず目が覚める」

「ガス代がかかるのでお風呂は３～４日に一回。それでも月に５千円かかる。水道代もなるべくかからないように、トイレはなるべく外ですませる」

「病院に行く日だけは恥ずかしいのでシャワーを浴びるが、あとの日はタオルをチンして体をふくだけ」

「自分の部屋がなんだか臭うなと思っていたら、自分の体の臭いだった。さすがにもう少しお風呂に入らないといけないと思った」

「何の希望も持てない。どこにもいけんし、おいしいものも食べられんし。生きるのがつらい、はよ死にたい」

憲法25条が定めている生存権、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、そして人間らしく生きる権利、個人としての尊厳が根本からおびやかされているのです。

その上、安倍政権は、今年10月から３年間かけてさらに生活扶助費を最大５％、額にして210億円の削減までおこなおうとしていることを、私は絶対に認めるわけにはいきません。

生活保護法第３条には、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」とし、その基準は第８条２項で「必要かつ十分なもの」でなければならないとしています。一人ひとりの最低生活の基準は、本来そう簡単に、また急速に、あるいは突然に変わることはありません。もとより政権が変わったことによって変わるものでは決してありません。いったん定められた生活保護基準は本来切り下げることは許されないものなのです。ましてや憲法25条の２項は国に対して、社会保障制度等の増進義務を課しており、こうした憲法上の定めからも、生活保護基準が引き上げられることがありこそすれ、基準を切り下げることは本来許されるべきではありません。

現に、2003年と2004年に調整的にわずかに引き下げられたことを除けば、2013年８月からの切り下げ以前に、生活保護基準が切り下げられたことはなく、むしろ引き上げられてきたのがこれまでのまぎれもない経過であります。

安倍政権は、生活保護世帯と〝生活保護を利用していない貧困世帯〟つまり「最貧困層」の所得を比較し、「格差是正」や「均衡」の名のもとに、保護基準を切り下げることを常套手段としてきました。しかし、そういう方法を続ければ際限なく最低生活費が下がっていくことは明白で、生活保護基準切り下げという結論ありきで用いられた、極めて不当な計算方法だと言わなければなりません。

実際、昨年末まで生活保護基準の見直しに向けて議論をしていた社会保障審議会の部会でも、この計算方法を示した厚生労働省に対して、「ボトムへの競争が制度的に起こってしまうことが非常に懸念される」「全体的に所得が低下していく状況で、それにあわせて生活水準も引き下げるのは無理がある」など、貧困や生活保護の専門家たちから異論が噴出しました。こうした声を受けて、同審議会は報告書で、この計算方法に対して「最低生活保障基準を満たすものと言えるのか、水準均等方式のあり方が問われる本質的な課題」があると指摘し、具体的に基準を見直す際には「検証結果を機械的に当てはめることのないよう強く求める」と厳しい注文をつけているのです。

いま生活保護基準以下の困窮世帯が拡大し、多数になろうとしているもとで政治がやるべきことは、こうした事態を放置して、生活保護世帯と利用していない困窮世帯に貧困を競わせるようなことではなく、支援の拡充や貧困の打開に国をあげてとりくむことにほかなりません。

さらに、最貧困層には本来、生活保護を受けるべき人がたくさん含まれているにもかかわらず、生活保護バッシングやいわゆる水際作戦などのもとで、その捕捉率が海外と比べてもあまりにも低いという現状もただちに改善が求められています。日本の生活保護利用率は国民全体の1.6％、増えたとはいっても他の先進国――例えばフランスは5.7％、イギリス9.3％、ドイツ9.7％などと比べても低い水準にとどまっています。日本の捕捉率は約２割ですが、ドイツは６割、イギリスも５～６割、フランスは９割です。

こうした現状に2013年５月、国連の社会権規約委員会は、日本政府に対して「スティグマ（恥辱）のために生活保護の申請が抑制されている」と、その現状に「懸念」を表明しました。「生活保護の申請を簡素化」すること、「申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとる」こと、「生活保護につきまとう恥辱を解消する」手立てをとることを勧告しました。

さらには国連の人権理事会の「特別手続き」に属する人権専門家４人が今月24日にある文書を発表しました。そこには安倍政権が今年10月から狙う生活保護費の削減について、「貧困層、特に障害者、一人親世帯、また高齢者の最低限の社会保障を脅かすもの」であると述べ、「貧困層の人権への影響を慎重に考慮せずに採択されたこのような緊縮政策は、日本の負っている国際義務に違反している」と厳しく指摘して、政策の見直しを求めています。最貧困層の所得と比較して保護基準を計算するこのしくみについても、「国際人権法で要求される適切な生活水準と合致しない。このような欠陥の方式に基づく受給額減額によって、日本はますます多くの人々を貧困に陥れることになる」と警告しています。

いまこそ安倍政権はこうした国連からの勧告・意見を真摯に受けとめ、対応をあらためるべきです。

生活保護基準は、就学援助、住民税の非課税限度額、最低賃金などの基準となっています。さらに介護保険の保険料・利用料の減免ラインや障害者福祉の利用料の減額基準、公営住宅の家賃の減免基準や国保の窓口負担の減免対象の基準などにもリンクしています。未熟児への医療費補助、慢性疾患のある子どもたちへの日常生活養護の給付、児童入所施設の費用、私立高校の授業料減免など、子どもたちの支援に関わる多くの制度も同様です。生活保護基準の引き下げは、税制や賃金、福祉施策の全面的な後退を引き起こすことになるのです。

私たちは、生活保護費を切り下げる、あらゆる改悪に反対し、「ナショナル・ミニマム」にふさわしい水準への改善・向上を求めます。削減された生活扶助基準を元に戻し、物価上昇や生活実態にふさわしい水準に引き上げ、期末一時扶助、住宅扶助、冬季加算などの削減・改悪をやめ、元の水準へと回復することを求めます。

さらに、私たち日本共産党の志位和夫委員長が今年２月の衆議院予算委員会で安倍首相への質問の中で提案したものですが、もっと生活保護を利用しやすくするために生活保護法の改正を求めます。一つは法律の名称を「生活保障法」に変えること、二つ、生活保護は国民の権利であることを明らかにし、制度の広報、周知を義務づけること、三つ、保護の申請権を侵害してはならないことを明記し、「水際作戦」を根絶すること、四つ、定期的に捕捉率を調査、公表し、捕捉率の向上に努めること。以上４点の法改正を緊急提言としてこの場でも求めます。

岡山ではいまから60年前に、結核を患い、生活保護を利用しながら入院生活を送っていた、津山市出身の朝日茂さんらによる、憲法25条生存権の実現を求めて声をあげた「人間裁判（朝日訴訟）」のたたかいの歴史があります。

月600円では人間らしい生活など送れない。せめて月1000円を生活必需品の費用として認めてほしいと訴える茂さんに、当時の厚生省は「世の中にはワラや草で用をたしているものがたくさんいる」「歯ブラシがなくても健康にすごしているものはいくらでもいる」などと抗弁する場面もありました。

しかし茂さんの命がけのうったえと全国で燎原の火のごとく広がった、「生存権を守れ」との声と行動が、この保護基準は憲法25条に反し違憲・無効だとする画期的な一審勝訴判決を勝ち取りました。判決は言います。「最低限度の生活水準を判定するについて注意すべきことの一は、現実の国内における最低所得層、…ボーダーラインに位する人々…の水準をもって直ちに…健康で文化的な生活水準に当たると解してはならない」「その二はその時々の国の予算の配分によって左右されるべきものではない…最低限度の水準は決して予算の有無によって決定されるのではなく、むしろこれを指導支配すべきものである」「その三は『健康で文化的な生活水準』は国民の何人にも全的に保障されなければならない。…国が…医療扶助、教育扶助を規定したからといって、健康で文化的な生活を保障したと解するのは無意味であり、いかなる生活形態をとるにせよ、その生活自体が健康で文化的な生活と言いうる要素をもたねばならない」。

まさに今の安倍政権、厚生労働省にそのまま聞かせたいと思います。

この第一審判決以降、生活保護費における日用品費は飛躍的に上昇しました。裁判が始まった1956年には月600円だったものが、判決が出た60年には705円へ、61年には1035円へ、62年には1285円へと引きあがりました。

こうした歴史は、私たちに憲法に定められた生存権、そして個人の尊厳をふみにじる政治を決して許さずに、あきらめずに声をあげて、私たちの手でそういう政治を変えていかなければならないということを教えています。

本日の意見陳述もその一環として、私たちの生活実態と主張をうったえさせていただきました。生存権をおびやかす国の誤った政策を根本的に転換するよう、重ねて申し上げ、私の意見陳述を終わります。